みしま市民新聞
編集人　堀　考信
三島市徳倉813−3
サンヴェール三島506号
TEL&FAX　055-988-1926
Mail:yhgdxjp@ybb.ne.jp
URL: http://msmcit.ddo.jp/yh/
発行部数：１５００部

測候所跡地の高層マンション計画
業者は建設中止
市には地元の不安解消の策はあるのか？

三島市東本町の測候所跡地に建設予定されていた、十三階建て高層マンション建設計画は、これまで地元自治会や気象観測の継続を求めていた市民団体（グランドワーク三島）の強い反対運動により、建設業者は計画中止を決定した。新聞等の報道によると、土地を所有する業者マリモと「反対」を訴える地元自治会などが三月二十一日、「建設取りやめ」などを確認し、覚書を交わした。今後は業者側と自治会等が協力して市など行政側に取得を働きかける予定とのこと。しかし、三島市は財政事情が厳しい中、土地の買い取りは難しいとの姿勢である。

この問題は、マンションが建設されれば、風向、風速、日照時間等で気象観測が困難となり、静岡気象台は他に移転をすることを検討していたとのこと。もし建設されれば、これまで七〇年以上の歴史と蓄積された貴重な気象観測データーが無駄になる。また、三島発の気象情報がテレビから消えかねないとして、多くの三島市民が心配していたことでもあった。

当初、業者側は強気の姿勢であったが、急遽、地元自治会や市民団体との間で建設中止の話しになった。

3月21日、覚書締結のようす（グランドワーク三島より借用）

覚書の内容は、一．自治会、市民団体、業者の三者は気象観測所の存続に協力して取り組む。二．三者は三島市及び行政、その他の機関に土地取得を協力して働きかける。三．三島市等への売却が出来なかった場合は、業者による第三者への売却に干渉しないとのことで、期限は七月までである。

三島市の土地購入は可能か？

今後は関係者が望む、「三島市の土地購入」が焦点になる。しかし「お金がなく購入できない」との市の基本姿勢は変わっていない。

そこで一つの提案として、①この土地を『三島市函南町土地開発公社』で購入する②道路を付け十区画位に分け、住宅用地として市民に売却する。

不動産関係者に意見を伺ったところ、土地開発公社が土地分譲を目的に土地を買い取り、区画整理して売ることは可能である。

問題は採算が取れるかどうかであるが、仮に敷地面積二三〇五㎡の二五％、五七六㎡を道路分と分譲までの諸経費に充てるとし、不動産業者の話しでは、売価は「市街地の土地が見直され、需要が多い。坪当たり五五万円位で買い手はあるはず」という。

この数値を基に逆算すると、坪四一万円で土地を購入できれば、収支はとんとんになる。

業者も国から公募で土地を買っているので、相場より高く買っていることは想像できるが、坪四一万円以上は有り得るだろうか？（業者は買値を公表していない。ちなみに、三島市等は旧測候所建物部分の土地、六七六㎡を坪三七万円ほどで買っていると聞く。）ただ、三島市の土地開発公社は人手不足や宅地分譲等の未経験なこともある。その点で補強策も必要になると思うが、せっかく地元自治会や市民団体の努力が実り、そして、ここまで業者が折れたことを考えれば、円満解決の為にも、小池市長の英断が強く求められる。

「土地開発公社」とは

公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的に、『公有地の拡大の推進に関する法律』（昭和四七年法律第六六号）の規定に基づいて設立された法人。土地価格が右肩上がり時代に購入した『塩漬け土地』が、価値を大幅に低下させている問題もあり、「土地開発公社の任務は終わった」との考え方もある。

『三島市函南町土地開発公社』（理事長・小池正邑）は、一九七三年（昭和四八年）に設立され、一九九八年（平成十年）に函南町が加わり現在の名称に変わった。

主張
3・24 最高裁 袴田事件の再審請求棄却！
丸正事件と同じく、新証拠から目をそらし

最高裁は「袴田事件」の再審請求を棄却した。事件発生から四十一年、数々の謎と疑問を抱えたまま、袴田巌さんと弁護団の提出した新証拠は無視された。

一審の静岡地裁で死刑判決に関わった元裁判官が「彼の無罪を確信したが、他の判事二人が有罪と判断したので、二対一で死刑に決まってしまった。しかも判決文執筆は慣例により当番の自分だった」と懺悔の告白をしたばかりだった。

再審開始から二六年目、日弁連や日本プロボクシング協会はじめ全国的に支援の輪が広がり始めていた矢先だった。

多くの冤罪事件で見られるように、警察の留置場という密室で、長時間にわたり、拷問とも思える過酷な取調べや強引な自白強要により調書が作られる。袴田事件も例外ではなかった。

自白調書全四五通のうち、裁判所は四四通を強制的・威圧的な影響下での取調べによる等の理由で証拠として認めず、検察官作成の調書一通だけが証拠として採用された。

自白は貫して無実を主張している。自白ではパジャマが犯行着衣としていたが、一年後に付近の味噌樽から「五点の衣類」が発見され、裁判ではこれが犯行着衣とされた。しかし、容疑者が着ていたとされるズボンは小さ過ぎて袴田さんにははけない。警察による捏造が疑われた。だが、最高裁はこの重要な物証を「捏造に非ず」として今回の棄却決定の主要な証拠とした。

警察のずさんな捜査や検察・裁判官の保身と傲慢が輪をかける。

一九四〇年代から六〇年代、静岡県は冤罪のデパートといわれた。幸浦、小島、二俣、島田、丸正、袴田の各事件がそうだ。

その一つ、丸正事件は一九五五年に三島で発生し、再審請求中に元被告の死亡で打ち切られた事件だが、有罪の根拠は、元被告二人の自白調書、現場近くで彼らのトラックを目撃したとする某の証言、そして兇器とされた手拭い、の三つだった。しかし、自白調書は誘導・強制の産物と見なされ、目撃証言は変転に変転を重ね裏付け証拠がなく、それも疑問だらけだった。

犯行を頑強に否認していた袴田さんは勾留期限の三日前に、否認から自白に転じたとされるが、第一回公判では起訴事実を全面否認し、以後は一